

税務労務年間手続きカレンダー

切り取ってご活用ください

【税務】

- 1月 最初の給料日前まで 令和7年分扶養控除申告書の提出
- 1日(水) ~令和6年分所得税還付申告書の受付開始
- 10日(金) 源泉税(毎月納付者)の納付期限
- 20日(月) 源泉税(半年毎納付者)の納付期限(前年の7~12月までの徴収分)
- 31日(金) 令和6年分法定調書合計表及び支払調書の提出期限
令和7年度償却資産申告書の提出期限
各市町村への給与支払報告書の提出期限
前年度の住民税(普通徴収)の第4期納付期限
- 2月
- 3日(月) ~令和6年分贈与税申告期間(3月17日まで)
- 17日(月) ~令和6年分確定申告開始(3月17日まで)
- 28日(金) 前年度の固定資産税の第4期納付期限
- 3月
- 17日(月) 令和6年分確定申告・贈与税申告終了
令和6年分確定申告による納付期限(振替納税者除く)
令和6年分確定申告税額の延納の届出書の提出期限(延納期限6月2日)
個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規開業の場合は2ヵ月以内)
令和元年分所得税の更正の請求期限(還付申告の場合は申告書を提出した日から5年以内)
国外財産調書の提出期限
- 31日(月) 個人事業者の令和6年分消費税の申告期限
個人事業者の令和6年分消費税の納付期限(振替納税者除く)

- 4月
- 1日(火) ~固定資産課税台帳の縦覧期間(第1期納期限まで)
- 23日(水) 令和6年分所得税の振替納税日
- 30日(水) 個人事業者の令和6年分消費税の振替納税日
- 6月
- 2日(月) 納税義務者へ住民税の特別徴収税額通知期限
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付期限
自動車税・軽自動車税の納付期限
固定資産税の第1期納付期限
- 16日(月) 令和7年分所得税の予定納税額の通知期限
- 30日(月) 住民税(普通徴収)の第1期納付期限
- 7月
- 10日(木) 源泉税納期の特例者の納付期限(1~6月までの徴収分)
住民税の特別徴収による新年度分の納付期限(以後毎月10日が納付期限)
- 15日(火) 令和7年分所得税の第1期予定納税減額申請書の提出期限
- 31日(木) 令和7年分所得税の第1期予定納税の納付期限
固定資産税の第2期納付期限
- 9月
- 1日(月) 個人事業税の第1期納付期限
住民税(普通徴収)の第2期納付期限
個人事業者の令和7年分消費税の中間申告・納付期限(振替納税者の納期限は9月29日)
- 10月
- 31日(金) 住民税(普通徴収)の第3期納付期限
- 11月
- 17日(月) 令和7年分所得税の第2期予定納税減額申請書の提出期限

- 12月
- 1日(月) ~給与所得の年末調整…本年最後の給与支払後
令和7年分所得税の第2期予定納税の納付期限
個人事業税の第2期納付期限
- 25日(木) 固定資産税の第3期納付期限
- 31日(水) 提出義務のない人の還付申告ができる提出期限(令和2年分)

【労務】

- <定時>
- 4月1日~ 労働保険の年度更新
- 7月10日 労働保険料概算・確定申告書の提出(基)
労働保険料の納付(郵・銀)
健康保険・厚生年金保険報酬月額算定基礎届(7月1日現在)(年)
- 各月末 厚生年金・健康保険料の保険料納付(郵・銀)
- 10月31日 労働保険料延納(第2期)の納付(郵・銀)
- 1月31日 労働保険料延納(第3期)の納付(郵・銀)
- ※各期間の翌月末。ただし、末日が閉庁日の場合は直前の開庁日
- 労働者死傷病報告書提出(休業4日未満10月~12月分)(基)
- 労働者死傷病報告書提出(休業4日未満1月~3月分)(基)
- 労働者死傷病報告書提出(休業4日未満4月~6月分)(基)
- 労働者死傷病報告書提出(休業4日未満7月~9月分)(基)
- <随時>
- 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届(年)
- 雇用保険被保険者資格取得・喪失届(ハ)
- 健康保険、厚生年金保険賞与支払届(年)
- 時間外・休日労働に関する協定届(基)
- 1年単位変形労働時間制に関する協定(基)
- 就業規則各種改定届(基)
- ※注 基：労働基準監督署 年：年金事務所
ハ：ハローワーク(職業安定所)
銀・郵：銀行または郵便局など